

改正

平成13年4月16日規則第21号

石狩市石狩浜海浜植物保護センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市石狩浜海浜植物保護センター条例（平成12年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 石狩浜海浜植物保護センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の、休日でない日） (2) 11月4日から翌年の4月28日まで

(使用の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により温室又は研究室（以下「温室等」という。）を使用しようとする者は、同項に規定する活動に係る計画書（以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書の提出期限は、毎年市長が定める。

3 市長は、第1項の規定により提出された計画書の内容が条例第3条第1項に規定する市の事業計画に合致すると認めたときは、その使用を承認するものとする。

4 市長は、市の事業計画を実施する上で必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第4条 前条第3項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた活動以外の目的に温室等を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用の変更等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認に付した条件を変更し、その使用を停止し、又は使用を取り消すことができる。

- (1) 使用者が営利の目的のために温室等を使用しようとしたとき。
- (2) 使用者が承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 市の事業計画を実施する上で必要があると認めるとき。
- (4) センターの管理運営その他の公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(遵守事項)

第6条 センターに入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外において飲食をせず、及び火気を取り扱わないこと。
- (3) 建物及び附属施設の取扱いを適切に行うこと。
- (4) その他センターの管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

(販売行為等の禁止)

第7条 何人も、センターの内外において、物品の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第8条 条例第5条に規定する石狩浜海浜植物保護センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第9条 委員会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、センターにおいて行う。

(顧問)

第12条 センターに、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、センターの設置目的を達成するために必要な事項について、市長の求めに応じ、意見を述べる。

3 顧問は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月29日から施行する。

附 則 (平成13年4月16日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。